

奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十二号

奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例

奈良県職員定数条例等の一部を次のように改正する。

(奈良県職員定数条例の一部改正)

第一条 奈良県職員定数条例(昭和二十四年七月奈良県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 前項第一号及び第二号に掲げる職員が職務に復帰した場合において、職員の員数が第一項に定める職員の定数を超えることとなるときは、当該復帰の日から一年を超えない期間に限り、当該職務に復帰した職員を当該定数の外に置くことができる。附則に次の一項を加える。

6 令和六年四月一日から令和十五年三月三十一日までの間における第二条第一項の規定の適用については、同項中「三、三二一人」とあるのは「三、四六一人」と、「三、六六〇人」とあるのは「三、八〇〇人」とする。

(県費負担教職員定数条例の一部改正)

第二条 県費負担教職員定数条例(昭和三十二年三月奈良県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「七千二百六十六人」を「七千二百三十人」に改め、同条に次の項を加える。

3 前項第一号及び第二号に掲げる職員が職務に復帰した場合において、職員の員数が第一項に定める職員の定数を超えることとなるときは、当該復帰の日から一年を超えない期間に限り、当該職務に復帰した職員を当該定数の外に置くことができる。(奈良県立高等学校等職員定数条例の一部改正)

第三条 奈良県立高等学校等職員定数条例(昭和三十二年三月奈良県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一、八五一人」を「一、七九二人」に、「一、〇二五人」を「一、〇六三人」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項第一号及び第二号に掲げる職員が職務に復帰した場合において、職員の員数が第一項に定める職員の定数を超えることとなるときは、当該復帰の日から一年を超えない期間に限り、当該職務に復帰した職員を当該定数の外に置くことができる。
(奈良県警察職員定数条例の一部改正)

第四条 奈良県警察職員定数条例(昭和二十九年六月奈良県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「前項第二号」を「前項第一号及び第二号」に改め、「(警察官に限る。)」を削り、「警察官の」を「職員の」に、「復帰の」を「当該復帰の」に改める。

附則に次の一項を加える。

3 令和六年四月一日から令和十五年三月三十一日までの間における第二条第一項の規定の適用については、同項中「二、四八一人」とあるのは「二、五六一人」と、「三二〇人」とあるのは「三三五人」と、「三、八〇一人」とあるのは「三、八九六人」とする。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。